

官報

号外 昭和三十八年五月二十八日

○第四十三回 衆議院会議録 第二十七号

昭和三十八年五月二十八日(火曜日)

謹事日程 第二十五号

昭和三十八年五月二十八日

午後二時開議

第一 肥料審議会委員任命につき
国会法第三十九条但書の規定に
より議決を求めるの件

第一 肥料審議会委員任命につき
国会法第三十九条但書の規定に
より議決を求めるの件

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

旧令による共済組合等からの年金
受給者のための特別措置法等の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

地方自治法第百五十六条第六項の
規定に基づき、税務署の設置に
関し承認を求めるの件

午後二時二十分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 肥料審議会委員任命に
つき国会法第三十九条但書の規
定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 日程第一につき
おはかりいたします。

内閣から、肥料審議会委員に本院議
員足鹿覺君、同首藤新八君、同白演仁
吉君、参議院議員北村暢君、同河野謙
三君を任命するため、国会法第三十九
条但書の規定により本院の議決を得た
との申し出があります。右申し出の
とおり決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 〔八百板正君提出〕
〔異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、そのとおり決しました
た。

日程第二 米価審議会委員任命に
つき国会法第三十九条但書の規
定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の
申出に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 〔八百板正君提出〕
〔異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、日程は追加せられま
した。

日程第二 米価審議会委員任命に
つき国会法第三十九条但書の規
定により議決を求めるの件

○八百板正君 私は、日本社会党を代
表して、さきに行なわれた統一地方
選挙について、特に東京都知事選挙は
か、幾つかの選挙区で見られた悪質違
反、選挙ボスター証紙偽造行使などに
関連し、不正選挙一般につき、池田内
閣総理大臣はか関係閣僚に質問をいた
すものであります。(拍手)

なお、私の質問は、単ににせ証紙や
選挙違反を刑事事件として取り上げる
のではありませんので、すなわち、あ
なたも言う日本の議会民主政治の確立
のためにこれを問題とし、これに取り
組む内閣の姿勢と心がまえをお尋ねい
たすものでありますから、したがつ
て、社会党を代表するとは申しまして
も、問題とするところは、自民党、社
会党、与野党の各派に共通する、議会
政治の基本をたたずことに眼目を置か
んとするものであります。であります
から、先般、猪俣議員が子供の誘拐事件
について質問したとき、たまたまにせ
ひ紙の問題に触れましたが、そのとき
総理は、選挙違反については私は関係
ありませんと答弁されました。あれ
は検事のお尋ねと思つての答弁かとも
存ぜられまして、そうお答えになつて
もけつこうかと存じますが、私は、政
治の問題として、一国の総理大臣、あ
なた、特に人づくりを唱える、指導者
たるあなたに聞くのでありますから、
大いに関係があるということを、まず
お含みを願いたいと存じます。(拍手)

東京都知事選挙は、三月二十三日告
示、四月十七日投票で施行されました
が、候補者は締め切り日になつて橋本
正君、同湯山勇君、参議院議員白井勇
君、同堀本宣実君を任命するため、
國会法第三十九条但書の規定により本
院の議決を得たいとの申し出がありま
す。右申し出のとおり決するに御異議
ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 〔八百板正君提出〕
〔異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、日程は追加せられま
した。

勝なる人間も出て十三名となりました。この人は阪本勝と一字違ひの名で、まぎらわす目的の立候補でした。が、実は橋本勝なるものは、日本の国籍には不明の人間で、その名の戸籍は、すでに死亡により除籍されています。これがとてて十三名の立ち会い演説会となり、一候補の割り当て時間はわずか十分か九分に切り詰められました。この選挙は、事実上東、阪本の争いと見られておりましたので、わずか十分では、といって、多くは失望し、あら者は憤慨いたしました。ところが、この十分間の政見発表がまた、立つ者、立つ者、阪本攻撃に集中し、自分の当選を目的の立候補とは思われないものがありました。さらに阪本候補の演説時間になりますと、きまって会場内の大ざいのサクラが騒ぎ立てて、演説が聞けないよう妨害をいたしました。私もこの会場を調査に行きました。

四月十日、社会党中央執行委員会の決議により、成田書記長、島田国会対策委員長と選挙対策委員長である私の三人が東京都選管並びに自民党本部に抗議にまいりました。

ところが選管の事務局長の言ふには、「私も毎日立ち会いを見ていて、そのとおりです、昨夜はとめようとした私が相手からいすを振り上げられて襲われ、あやうくたきつけられたこと

ろでした。初めは口先だけのやじだつたが、このころは直接の暴力になつてきました」とわれわれの抗議を肯定、さらにはこの人の言ふには、「これは金を出す人があるからとなることになるので、金を出すのは東龍太郎派だと思つたので、実は私から東さんのほうに、金を出さないでくださいと申し入れました。ところが、私のほうでは関係ありませんとの話なので、そこで警察を入れようとしたら、立ち会いに警官とは何ごとかとしかられるし、もう私どもの手には貰えません」との回答であります。私たちはこれを聞いたのであります。

選挙文書のほうを見ますと、東派は他の候補から多数の選挙用はがきを買取り、阪本候補を非難する文面を印刷して、衆議院議員島上善五郎君まで含めた広く一般の有権者あてに発送いたしました。

ポスターについては、にせ証紙を張つて何万と法外の数が使用され、そのポスターには、東龍太郎の大文字の横に、東京都千代田区平河町二の七、責任者大野伴陸と明記されておりました。(拍手)にせ証紙はまた、今回の選挙の自民、社会の対決の重点とされました。

池田総理は、東京は日本の顔だから負けられないと言い、あるときは閣議の席でも話が出た、党の命運かけた知事選挙でありました。一月十八日、首相官邸で開かれた自民党選挙対策委員会では、特に本部長たる池田総裁が提案して、大野伴陸副総裁を東京都選挙対策委員長とすることが決定されました。この責任者となつた大野氏は、反対側候補を公然とののしり、「阪本などといいなかのサルめが出てきて東京の知事がつとまるか、勝つためには手段を選ばない」と公言いたしました。

一月十五日の週刊朝日に書いてあります。二月十五日の週刊朝日に書いてあります。さきに述べましたように、この選挙は、阪本候補たきつぶしのたために集中して不法行為が行なわれましたが、これを、その指揮者たる大野伴陸氏の言明とあわせて考えるとき、まさに音つたとおりの結果があらわれ、作戦は第書きどおりに運ばれたものと思われるのであります。(拍手)

以上があらまじであります。

これらの事実は、いずれも單なる一票で選挙の違反事件という性質のものではなく、我が國民主政治の根本に触れました。われわれの抗議を肯定、されると、選挙が腐敗し、政治が腐敗する。それは言論と文書の二つに歸ります。言論の場を暴力をもつて踏みにじる。文書の主たるはがきとポスターに對して、大野伴陸副総裁が提出して、大野伴陸副総裁を東京都選挙対策委員長とすることが決定されました。この責任者となつた大野氏は、反対側候補を公然とののしり、「阪本などといいなかのサルめが出てきて東京の知事がつとまるか、勝つためには手段を選ばない」と公言いたしました。

一月十五日の週刊朝日に書いてあります。さきに述べましたように、この選挙は、阪本候補たきつぶしのたために集中して不法行為が行なわれましたが、これを、その指揮者たる大野伴陸氏の言明とあわせて考えるとき、まさに音つたとおりの結果があらわれ、作戦は第書きどおりに運ばれたものと思われるのです。(拍手)

民党委員会事務主任松崎長作は、金を自ら支出したと告白をした旨の新聞報道もあるが、正規の金はともかく、背後関係、裏金がなければ、こんなことは起こらない。これを明瞭にされたい。(拍手)

一、取り調べや検査は、政治的圧力を受け、または気がねして手がけんさ逆者かと思われる。ところが、にせ

れ、途中でうやむやに打ち切られるのではないかと国民は疑いの目をもつて見ている。ほんとうに徹底的に調べるべきで、重大なできごとであります。(拍手)国民党は、こんなことが東京だけではなく各地で行なわれ、今後も広がつていたらどうなるだろうかと、みな心から心配をしております。総理はこれをお考えをどう考えるか。

池田総理は、東京は日本の顔だから負けられないと言い、あるときは閣議の席でも話が出た、党の命運かけた知事選挙でありました。一月十八日、首相官邸で開かれた自民党選挙対策委員会では、特に本部長たる池田総裁が提案して、大野伴陸副総裁を東京都選挙対策委員長とすることが決定されました。この責任者となつた大野氏は、反対側候補を公然とののしり、「阪本などといいなかのサルめが出てきて東京の知事がつとまるか、勝つためには手段を選ばない」と公言いたしました。

いま公正なる選挙運動の柱は何であるか。それは言論と文書の二つに歸ります。言論の場を暴力をもつて踏みにじる。文書の主たるはがきとポスターに對して、大野伴陸副総裁が提出して、大野伴陸副総裁を東京都選挙対策委員長とすることが決定されました。この責任者となつた大野氏は、反対側候補を公然とののしり、「阪本などといいなかのサルめが出てきて東京の知事がつとまるか、勝つためには手段を選ばない」と公言いたしました。

一月十五日の週刊朝日に書いてあります。さきに述べましたように、この選挙は、阪本候補たきつぶしのたために集中して不法行為が行なわれましたが、これを、その指揮者たる大野伴陸氏の言明とあわせて考えるとき、まさに音つたとおりの結果があらわれ、作戦は第書きどおりに運ばれたものと思われるのです。(拍手)

民党委員会事務主任松崎長作は、金を自ら支出したと告白をした旨の新聞報道もあるが、正規の金はともかく、背後関係、裏金がなければ、こんなことは起こらない。これを明瞭にされたい。(拍手)

一、取り調べや検査は、政治的圧力を受け、または気がねして手がけんさ逆者かと思われる。ところが、にせ

証紙をつくった側は、日本の政治を指導し、その秩序を守るべき責任ある大政党の本部員である。(拍手) 本部組織委員会の事務主任であり、自由民主党に一室をかまえて事務に当たった選挙総裁、内閣総理大臣池田勇人その人の配下である。(拍手) あなたは総裁として、このにせ証紙の作者を指導したことでのける主宰者である。やれといえばやる、やるなどいえばやらない、そういう立場の者が現にこのにせ証紙をつくって使った。そして、その利益を現に受けた。あなたはこれでも関係がないと言われるか。(拍手) 誘拐犯がもしかりにも捕えてみれば警察官だったらどうなるか。警察は関係ないと言えるか。にせは資本主義経済の根本をくずす犯罪である。にせの犯人が、もしかりにも捕えてみれば紙幣の権威を守るべき大蔵省の者であつたらとしたら、大蔵大臣は責任をとらなくてよいらしい。にせ証紙は、民主政治、代議政治を破壊する犯罪である。にせ証紙の犯人が池田総裁の使用者であつても、私は関係ありませんとあなたは申されるか。(拍手)

あなたは、昭和三十五年七月十四日、自民党的總裁に立候補、この選挙ではすいぶんばく大な金が使われたとおわざが流れた。来年七月の総裁選挙は、衆議院の総選挙をあと先に控え、金が動きやすい時期に当たる。今

度はうわざが出ないよう自衛を願いたい。これは社会党の願いでなくて、国民の願いである。(拍手)

いま地方選挙を頼みて、金の使い方心に替つて言明できるものが何人いるか。自民、社会を通じて疑わしい。法務大臣に伺いたい。法定費用を越して當選無効となつた前例があるか。法定費用は守る法律なのか、くぐり抜けける法律なのか。総理に伺いたい。守るものなら、総理自身が率先垂範、これを守つてもいい。法定費用を守ること當然ありますなどといふうわのそらの答弁では困ります。従来国会の質疑を見ますと、その答弁は、質問者に対抗して答えるという態度から抜け切つていな

い。また、ときには、不明瞭に答えることをもつて名答弁と思つたり、ある

いわざと不親切に突っ放す答弁をし

て優越を誇るよな、低俗なる悪趣味

からつて宣言してもらいたい。(拍手)

ここから出発しなければならないので

はないでしょ。おぎなりの態度

は、もはや許されないときではないで

しょうか。

私の総理に対する質問点を具体的に要約すると、

第一、にせ証紙については、率直に

國民にわびて、今後の所信を述べても

らいたいこと。いまだ総理の口から反

省の声を聞かない。

第二、東龍太郎氏に対しても、法律

を正すため、責任をとり、知事の職を

辞する。総裁からこれを勧告する。(拍手) この考え方があるかどうか。

第三、みずから総裁選挙では、金

を使いを自衛する。みずから衆議院選

挙は、法定費用以内でやることの場で

使いを自衛する。みずから衆議院選

挙は、法定費用以内でやることの場で

</

ら、総理大臣として記者会見において、産炭地振興の方策を申すことは、選挙の利益誘導では断じてないと確信いたしております。(拍手)
他の点につきましては、関係大臣よりお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣篠田弘作君登壇〕

○国務大臣(篠田弘作君) 今回の地方選挙につきまして、ただいま総理からも申しましたように、公明運動のため多額の国費を費やし、また、警察方面におきましても、厳重なる取り締まりをやつたわけであります。それにもかかわらず、多くの選挙違反がで、東京都におきましては、ただいま御質問のような、われわれの想像できない事件が起つたということは、まさに当局として遺憾でございます。これまで容疑者十七名を逮捕し、うち五名がすでに起訴されております。

現在まで判明いたしたところによりますと、松崎長作、三沢美照等が中心となりまして、東候補の選挙運動用ボスターに貼付するにせ証紙を一万六千枚偽造したことが判明いたしております。また、選挙用はがきにつきましては、約十一万枚を肥後亨外二名から譲り受けたといふことが判明し、この二名はすでに逮捕されております。さらに、松崎の肥後に対する買収容疑もありまして、現在まだ取り調べ続行であります。

中でござりますから、これ以上のことは申し上げるわけにはまいりません。それから、調査の途中において、何とかいう御心配があるようになさいます、が、先般の閣議におきまして、給理大臣から発言がございまして、選舉違反は徹底的に追及して、いやしくて國民の疑惑を晴らすように嚴重にやるべきという指示がございまして、御承知なされとおり、その後、警察当局に対しても、私から嚴重な指示をいたしております。

ねの、これらの事件につきまして、現在まで報告を受けて、私が承知しております事実は、次のとおりであります。

まず証紙の偽造事件は、東京都知事選関係で東龍太郎候補派の選舉運動用ポスターに貼付すべき証紙約一万六千枚が偽造され、その一部が都内各所の掲示に使用された事件、及び福岡県知事選関係で鬼丸勝之候補派の選舉活動用ポスターに貼付すべき証紙約二万五千枚が偽造され、その一部が県内各所の掲示に使用された事件に分かれていてます。

このほか、東京都渋谷区より都議選に立候補した柏谷茂派の選舉運動に関しましても、同様証紙の偽造、不正使用があつたとして、去る五月十七日、社会党より東京地検に告発されております。

次に、選舉運動用通常はがきの不正譲渡の事件であります。が、東京都知事選に立候補して、被選舉権がなく、却下された肥後亨及び同選舉立候補者高田がん等が、前述の三沢を介しまして、松崎にそれぞれ五万五千枚の選舉運動用通常はがきを譲渡いたしております。これが領布されたこと、及び同選舉立候補者中、中山勝が五万五千枚のはがきを肥後に譲渡し、肥後がこれを選管に返還したという事犯であります。

このほか、東京都知事選で、他人の本籍、氏名等を詐称いたしまして、候

補者橋本勝が、詐欺投票を犯した事件について、去る五月十六日、公判の請求済みであります。

これらの事犯につきましては、他の選挙事犯と同様、その厳正な捜査を進めておるのでありますて、遠からず真相が判明するものと思ひます。

なお、証紙の偽造事件の資金が、自民党本部より支出されているのではなくかとのお尋ねであります。本件は現在捜査中の事件であります。私いたしましては、さらに検察官を騒動いたしまして、嚴正公平な立場から、すみやかに適正な処理を行なわせる所存であります。

最後に、選舉費用超過で現在まで失格した者があるかとのお尋ねであります。報告を受けている範囲では、お尋ねのような事例が、最近起訴もしくは裁判に付されておるという問題はないようであります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 緊急質問並びにこれに対する答弁は終わりました。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十八年三月十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

行政管理庁設置法の一部を改正する法律

行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のよう
に改正する。

第二条第四号の次に次の二号を加
える。

四の一 法律により直接に設立さ
れる法人又は特別の法律により
特別の設立行為をもつて設立す
べきものとされる法人の新設及
び目的の変更に関する審査を行
なうこと。

第三条第三項中「第四号」を「第四
号の二」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

理由

行政の合理的かつ能率的な運営を図るため、行政管理庁において、公社、公團、事業団、公庫等の新設等に關する審査を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長永山忠則君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○永山忠則君登壇

〔永山忠則君登壇〕

申し上げます。

近時、国家的目的を達成するため、特定の業務を営む公社、公團、公庫、事業団等の特殊法人が多数設置される傾向にあるのでございますが、これらにおける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

申し上げます。

近時、国家的目的を達成するため、特定の業務を営む公社、公團、公庫、事業団等の特殊法人が多数設置される傾向にあるのでございますが、これら申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

についての審査を行なうこととするのが、本法律の趣旨でございます。

本案は、三月十一日本委員会に付託されまして、翌十二日政府より提案理由の説明を聴取、慎重審議の後、本日、質疑を終了いたしましたところ、内藤委員外八名より、新設及び目的変更のほか当該法律の定める制度の改正、廃止をも行政管理庁の審査対象とする旨の自民、社会、民社、三党共同提案にかかる修正案が提出され、内藤委員より趣旨説明がなされた後、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて本案は修正案のとおり修正議をすべきものと決しました。

なお、本案に対しまして、内藤委員より、自民、社会、民社三党共同の附帯決議案が提出され、これまた全会一致の議決を見たのであります。

次に、これを朗読いたします。

公社、公團、公庫、事業団等いわゆる特殊法人における役員の人選は、固より公正にして適材適所主義たるべきこと勿論であるが、近年の状況を見るに、関係官庁に在職した高級公務員がこれらの役員に就く傾向にあるのでございますが、これら

申し上げます。

近時、国家的目的を達成するため、特定の業務を営む公社、公團、公庫、事業団等の特殊法人が多数設置される傾向にあるのでございますが、これら申し上げます。

申し上げます。

申し上げます。

申し上げます。

申し上げます。

申し上げます。

〔参照〕

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

「異議なし」と呼ぶ者あり」

認めます。よって、日程は追加せられました。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正す

る。

第一条第四号の二の改正規定中「及び目的の変更」を「目的の変更及び廃止」に改める。

その他当該法律の定める制度の改正をもつて本法律の定める制度の改正すべきものと決しました。

〔第一条第四号の二の改正規定中「及び目的の変更」を「目的の変更及び廃止」に改める。〕

地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

認めます。よって、日程は追加せられました。

地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

員の数が百人以上のものに適用する。

第八条第一項第四号中「及び証書」を削る。

第十三条の次に次の二条を加える。

〔事務の委任〕

第十三条の二 管理者は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の経営する他の地方公営企業の管理者に委任することができる。この場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならない。

第十八条を削り、第十七条の二を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

〔長期貸付け〕

第十八条の二 地方公共団体は、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

第二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項に定める場合を除くほか、財務規定等の一部(財務規定等のうち第十七条の二以外の規定)

の規定により長期の貸付けを受けた場合においては、当該貸付けに係る金額に相当する金額を、翌事業年度以降において、予算の定めるところにより、一般会計又は

当該他の特別会計に償還しなければならない。

第十七条中「特別会計を設けて行

い、その経費は、当該事業の経営に

類する特殊法人の新設及び目的の変更

社、公團、公庫、事業団その他これらに

類する特殊法人の新設及び目的の変更

を進められることを望みます。

伴う収入をもつて充てなければならぬ」を「特別会計を設けて行なうものとする」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(独立採算)

第十七条の二 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

2 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合においては、予算の定めると

ころにより、一般会計又は他の特

別会計から地方公営企業の特別会

計に補助をすることができる。

第二十八条第一項に次のただし書

を加える。

ただし、現金取扱員は、置かな

いことがである。

第三十条中第二項を削り、第三項を第五項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付け、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

(政令への委任)
2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により決算を議会の認定に付するにあたつては、第二項の規定による監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて提出しなければならない。

3 (地方財政法の一部改正)
3 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のようにより改正する。

第六条第一項中「政令で定める公営企業」を「公営企業(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項及び第二

項に規定する事業並びに同条第三項の規定に基づき政令で定める事

業を除く。」で政令で定めるもの

に改め、同条第二項中「地方公共團

體が行う事業」の下に「(地方公営

企業法第二条第一項及び第二項に規定する事業並びに同条第三項の規定により同法の規定の一部が適用される企業を除く。」を加える。

(施行期日)
1 この法律の規定中第十三条の次に一条を加える改正規定及び第二

十一条の改正規定並びに附則第二

項の規定は公布の日から、その他

の規定は昭和三十九年四月一日か

ら施行する。ただし、この法律によ

る改正後の第十七条から第十八

条の二まで及び第三十条第二項が

ら第五項までの規定は、昭和三十九年度の事業年度の予算及び決算

から適用する。

2 地方公営企業労働関係法(昭和

二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第三項」

を「第四項」に改める。

(地方公営企業労働関係法の一部改正)
5 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

1 第二条第二項第一号中「及び第一項」を「から第四項まで」に改め

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由
独立採算に関する規定以外の地方公営企業の財務規定を適用しなければならない事業を定めるとともに、地方公営企業の特別会計と一般会計との関係を明らかにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、三月十四日当委員会に付託され、同日篠田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、熱心に審議を続けてまいりましたが、その詳細は会議録に譲りたいと思います。

かくて、五月二十八日、質疑を終了しましたところ、賛成多数をもつて本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同により、地方公共団体に必要に応じて地方公営企業の経営の基本方針等を審議する機関を置くこと、及び地方公営企業に必要な財政援助を行なうことを内容とする附帯決議案が提出されました。

本件は、地方公営企業の健全な発展を期するため、準公営企業についてもその財政状態を明確にさせる方途を開拓することとともに、公営企業の能率的運営を確保しようとするものでありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決でありました。本案を委員長報告のとおり決する

に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決でありました。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(原健三郎君) 起立 多数。
よつて、本案は委員長報告のとおり可
決いたしました。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

第二章中第七条の二の次に次の
一条を加える。

第七条の三 連合会は、旧海軍共済組合の組合員（旧共済組合法の規定による退職年金、撫養年

金又は遺族年金に相当する給付（以下第三項において「長期給付」といふ。）に関する規定の適用を受けていた者に限る。以下

この項及び次項において同じ。」
で、昭和十六年十二月八日から
昭和二十年三月三十日までの
間二歳未満者に對する義務は重複

間は毎日災害はより重き一隻の

後、旧海軍共済組合の組合員で、昭和二十年四月一日以後職務上の傷病により死亡したもののが、二十一人、第三条の規定により

支給する。

2 連合会は、旧海軍共済組合の組合員であつた者のうち、昭和二十六年十二月八日から昭和二十一

年三月二十一日までの間における
旧海軍共済組合の組合員で
あつた期間内に戦時災害により

職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより旧海軍共済組合から公傷病年金の支給を受けて

後、その者又はその遺族に対して、第三条又は前二項の規定により支給する年金の支給の例に

4 前三項の規定による年金の額より、当該年金に相当する年金を支給する。

は、これらの年金を支給すべき事由の生じた月のその者の俸給につき、第六条第一項第二号及

び各年金額改定法の規定を適用して得た仮定俸給を俸給とみな
し、同条第三項及び各年金額改定法の規定により算定した額と

する。

支給について準用する。
第八条第二号中「第七条の二」を
「前二条」に改める。

第十七条第一項中「並ては第二
金」を「第七条の二の規定により年
金及び一時金を支給すべきことと

なつた後並びに第七条の三の規定により年金に、「若しくは第七条の二」を「第七条の二若しくは第

七条の三」に改める。
第十九条第一項中「引き続ぎ」を削る。

第二十条中「及び第七条の二」を「、第七条の一及び第七条の三」に改める。

する法律の改正に伴う経過措置について準用する。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正に伴う経過措置)

第四条 更新組合員(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。)第二条第一項第七号に規定する者をいふ。以下同じ。)及び再就職者(同法第四十一条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)が昭和三十八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八条。以下「法」という。)第三十八条に規定する組合員期間の計算につき第四条の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)第七条、第九条第二号又は第五十一条の二第四項第二号の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和三十八年十月分以後、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

2 前項の場合において、同項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩

給の支給を受け、又は施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、第四条の規定による改正前の施行法(以下「改正前の施行法」という。)若しくは法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む。)の支給を受けた者(法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)であるときは、当該退職年金又は遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額(法第八十条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額と、これららの額(以下この項において「支給額等」という。)の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

3 昭和三十八年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者に法又は改正前の施行法の規定により支給されている退職年金、減

額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で組合員期間の計算につき改正後の施行法第七条の規定を適用するとしたならばこれららの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後、これらの規定を適用してその額を改定する。

4 改正後の施行法第五十一条の二第五項の規定は、昭和三十七年十二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職し、又は死亡した更新組合員又は再就職者についても適用する。

5 昭和三十八年九月三十日において現に改正前の施行法別表の備考第六号の規定による金額の加給をされた公務による廃疾年金(施行法第二条第一項第三号に規定する公務による廃疾年金をいう。)の支給を受けている者については、同年十月分以後、その額を改正後の施行法第二十四条及び同法別表の備考の規定による年金額に改定する。

6 第七条 昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。)であつたことにより改正後の特別措置法第七条の三第一項の規定により支給される年金(年金を含む。)を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「附則第十九条」の下に「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

(昭和三十六年法律第百五十二号)附則第十六条第二項」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第二号)の一部を次のように改正する。

四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第二号)附則第二条第一項の規定の適用を受ける者

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用)

第七条 昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。)であつたことにより改正後の特別措置法第七条の三第一項の規定により支給される年金(年金を含む。)を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「附則第十九条」の下に「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

の規定に基づき、税務署の設置に関する承認を求めるの件

右
昭和三十八年五月十三日
内閣総理大臣 池田 勇人

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関する承認を求めるの件

右
昭和三十八年五月十三日
内閣総理大臣 池田 勇人

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関する承認を求めるの件

大蔵國税局に港税務署を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙
新設する税務署

所轄国税局	都道府県名	税務署名	位 置	管轄区域
大阪	大阪			
	港			
	大阪市港区			
	港区	大正区		

理由

最近における大阪国税局西税務署管内の納税者及び課税物件の大幅な増加等による事務の増大に對処し、納税者の利便と税務行政の適正な運営を図るため、西税務署の管轄区域を分割して、港税務署を設置する必要があるからである。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長白井莊一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

官報号外)

○白井莊一君 登壇

〔白井莊一君登壇〕

白井莊一君 ただいま議題となりました法律案及び承認案件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果御報告申し上げます。

また、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案のおもな内容を申し上げますと、まず、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正し、六十歳未満である年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

次に、別途今国会に提出されました法律案及び承認案件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果御報告申し上げます。

また、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案について申し上げます。

この法律案の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案について申し上げます。

次に、別途今国会に提出されました恩給法等の一部を改正する法律案による改正措置に準じまして、第一に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由

により傷病にかかった場合は、その者

が、昭和十六年十二月八日から昭和二

十年八月十五日までの間に、戦時災害

により傷病にかかった場合は、その者

が死亡した場合は、遺族に殉職年金

または障害年金を支給することと

いたしております。

次に、別途今国会に提出されました恩給法等の一部を改正する法律案によ

る実情にあるので、今後検討の上

速かに是正の措置を講すべきであ

る。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これより採決

に入ります。

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

金受給者について行なわれております年金改定差額の支給停止を廃止することといたしております。第二に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正し、旧海軍共済組合の組合員で、長期給付に関する規定の適用を受けている者が、昭和十六年十二月八日から昭和二十三年三月三十日までの間に、戦時災害により死亡した場合は、遺族に殉職年金または障害遺族年金を支給することとしたとしております。

本件は、審議の結果、本二十八日、實質を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決となりました。

なお、本件に対しましては、全会一致をもつて、附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は、

一、本法適用者と新法施行後の退職者との間に支給原因発生時期によ

る実情にあるので、今後検討の上

速かに是正の措置を講すべきであ

る。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○草野一郎平君

この際、内閣提出、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十八年二月六日

内閣総理大臣 池田 勇人

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和三十八年二月六日

内閣総理大臣 池田 勇人

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

石炭鉱山保安臨時措置法（昭和三十六年法律第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「二年」を「三年」と改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

保全を確保することが困難な石炭鉱山における鉱業の廃止を円滑に行なわせるための措置する等の必要がなお存続している実情にかんがみ、石炭鉱山保安臨時措置法の有効期間を一年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（原健三郎君）委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長上林山榮吉君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○上林山榮吉君 ただいま議題となりました石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

石炭鉱山保安臨時措置法は、石炭鉱山における保安設備の整備促進をはかるとともに、保安確保の困難なため廃山する石炭鉱山に対し、その廃止を円滑に行なわせるための措置として、去る昭和三十六年十二月二十五日、二年間の时限法として施行され、相当の効果をあげてきたのであります。その必要性はいまだお存続しているのであります。本案は、かような実情にかんがみ石炭鉱山保安臨時措置法の有効期間を一年延長し、昭和三十九年十二月二十四日までとするものであります。

本案は、去る二月十四日本委員会に付託され、五月十四日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、同月二十四日質疑を終了し、本日の委員会において採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可

決すべきものと議決した次第であります。

○副議長（原健三郎君）採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原健三郎君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

（常任委員辞任）

一、去る二十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

堂森 芳夫君 永井勝次郎君

西村 関一君

勝間田清一君

柳田 秀一君

農林水産委員

永井勝次郎君

植崎弥之助君

帆足 計君

勝間田清一君

計君

内閣運営委員

議院運営委員
佐々木良作君 内海 清君
(常任委員補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

勝間田清一君

植崎弥之助君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

勝間田清一君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

柳田 秀一君

野原 関一君

帆足 計君

堂森 芳夫君

西村 関一君

</

(議案付託)

一、昨二十七日、委員会に付託された
議案は次の通りである。

地方公営企業法の一部を改正する法
律案(太田一夫君外六名提出、衆法
第四〇号) 地方行政委員会 付託

金属鉱業等安定臨時措置法案(内閣
提出第一六九号) 商工委員会 付託

(議案送付)
一、去る二十四日、参議院に送付した
本院提出案は次の通りである。

規光基本法案
一、去る二十四日、参議院に送付した
内閣提出案は次の通りである。

麻薬取締法等の一部を改正する法律
案

一、昨二十七日、予備審査のため次の
本院議員提出案を参議院に送付し
た。

地方公営企業法の一部を改正する法
律案(太田一夫君外六名提出)

(議案通知)

一、去る二十四日、参議院送付の次の
同院提出案を可決した旨参議院に通
知した。

砂防法の一部を改正する法律案
一、去る二十四日、參議院送付の次の
内閣提出案を可決した旨参議院に通
知した。

計量法施行法の一部を改正する法律
案

衆議院会議録第二十五号中正誤

七四四九老朽化 老朽化 正

明治三十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
郵便料金は別とし
発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 一〇一
代代代

官課